

核関連施設・廃棄物拒否条例（核ごみ拒否条例）の制定状況

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと）

共同通信は8月1日、以下の記事を配信した。

<核ごみ拒否条例、24自治体制定 最終処分に警戒感広がる>

原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の持ち込みを規制したり、最終処分場となるのを拒否したりする条例が、少なくとも全国24自治体で制定されていることが1日、共同通信のまとめで分かった。国が処分の適地を示した「科学的特性マップ」を3年前に公表して以降、10市町村が制定しており、警戒感が広がっている。

処分場選定の手続きなどを定めた特定放射性廃棄物最終処分法が成立したのは2000年。選定に向けた調査に応じる自治体はなく、国は17年7月にマップを公表した。理解を得ようと全国で説明会も続けているが、進展は見えない。（共同通信）

高レベル放射性廃棄物処分場や使用済み核燃料中間貯蔵施設の計画を拒否するため、拒否条例が制定されている。「環境と原子力の話」によれば、別紙のような状況にある。共同通信の記事も「環境と原子力の話」調べでも、条例制定は24自治体になるが、制定時期によって以下のように特徴づけることができる。

- 北海道おとび北海道幌延町の条例のように、深地層研究所（高レベル廃棄物の地層処分研究施設）の受入れ条件の整備のためにつくられた条例もある。
- 岐阜県土岐市は議員提案の条例は、可決されたものの市当局の嫌がらせで、提案時の（案）がついたまま正式な条例名となっている。市当局提案の条例は、従来からある生活環境保全条例の「市の責務」の条文に「放射性廃棄物の持ち込み禁止」という語句を入れただけのものである。
- 京都市宮津市と和歌山県白浜町の条例は、条例名の中に「拒否」等の明確な表現はない。宮津市の条例は、『「基本理念及び施策にそぐわない施設」を立地しようとする者は市長の許可を得なければならないとしている』としており、一定の抑止力になると考えられている。
- 和歌山県白浜町の条例は、安心・安全なまちづくりに影響を及ぼすと危惧される事項を認めないとし、対象となる事項は、廃棄物、土砂等の不適切な処分と放射性物質の持ち込み、貯蔵又は処分する施設の建設としている。「認めない」という条文は町の立場の表明で禁止ではないと解される余地を残している。
- その他の条例は、放射性核物質の持ち込み、原子力観点施設の立地に明確に「拒否」あるいは「持ち込ませない」等、条例名称で明確にしている。
- なお、旧笠沙町は周辺の1市4町で2005年11月に合併し、南さつま市となったが、

条例は合併調印後に制定をされたため合併協議の中では協議をされず、旧笠沙町域において合併後も暫定施行されている。

以上は核関連施設・廃棄物拒否条例（環境と原子力の話調べ）の「背景と解説」から要約して引用した（詳細は資料参照）

<資料>

- 核関連施設・廃棄物拒否条例（2020年7月28日 24自治体）
（環境と原子力の話調べ）

<http://ksueda.eco.coocan.jp/jyourei1.html>